

青労発基 0829 第 4 号  
令和 5 年 8 月 2 9 日

青森地方最低賃金審議会

会長 石岡 隆司 殿

青森労働局長

井嶋 俊幸

最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（諮問）

標記について、青森県労働組合総連合議長奥村榮から、令和 5 年 8 月 2 5 日付けをもって最低賃金法第 1 1 条第 2 項による異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。